

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく公表事項

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| 基金の名称 | 地域医療介護総合確保基金 | |
| 基金設置法人名 | 愛知県 | |
| 基金の額 | 令和5年度造成額 | 6,150,287千円 〔医療分 2,240,207千円〕 〔介護分 3,910,080千円〕 |
| | 基金残高 (令和6年3月29日現在) | 24,293,823,074円 ※令和5年度実施分は、令和6年5月末に基金から取崩予定 |
| うち国費相当額 | 令和5年度造成額 | 4,188,730千円 〔医療分 1,582,010千円〕 〔介護分 2,606,720千円〕 |
| | 基金残高 (令和6年3月29日現在) | 16,297,342,079円 |
| 基金事業の概要 | <p>いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となる令和7(2025)年に向けて、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、県が作成した「医療介護総合確保促進法に基づく県計画」に基づき、「地域医療介護総合確保基金」を財源として、以下の事業を実施。</p> <p>1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</p> <p>1-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業</p> <p>2 居宅等における医療の提供に関する事業</p> <p>3 介護施設等の整備に関する事業</p> <p>4 医療従事者の確保に関する事業</p> <p>5 介護従事者の確保に関する事業</p> <p>6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業</p> | |
| 基金事業を終了する時期 | 地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するため、この基金を造成していることから、終了する時期を設定していない。 | |
| 基金事業の目標 | 医療介護総合確保促進法に基づく県計画に記載のとおり。 | |
| 基金事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制 | 補助事業については、各事業所管課において、補助交付要綱に基づき、申請手続き等を実施。 | |